

認定通関業者の認定の公告

関税法第79条第4項の規定により、下記のとおり公告する。

平成29年5月22日

函館税関長 牧谷邦昭

記

1. 認定通関業者の名称及び住所

苫小牧埠頭株式会社
北海道苫小牧市入船町3丁目4番21号

2. 関税法第7条の2第1項及び第2項に規定する特例委託輸入者からの依頼を受けて 特例申告に関する業務を行う予定の通関営業所の名称及び所在地

(1) 苫小牧埠頭株式会社
北海道苫小牧市晴海町43番地53

(2) 苫小牧埠頭株式会社 飼料サイロ事業部
北海道苫小牧市字勇払145番地213

(3) 苫小牧埠頭株式会社 オイルターミナル事業部石狩ターミナル
北海道石狩市新港中央4丁目2-2

(4) 苫小牧埠頭株式会社 港運事業部仙台支店
宮城県仙台市宮城野区港4丁目16番3号

3. 関税法第67条の3第1項及び第6項に規定する特定委託輸出者からの依頼を受けて 特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の通関営業所の名称及び所在地

2. に同じ

4. 認定年月日

平成29年5月22日